

新監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和4年4月26日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩  
 同 伊 藤 秀 夫  
 同 五十嵐 完 二  
 同 串 田 修 平

定期監査結果に基づく措置

令和3年度第2期定期監査（工事監査）結果報告（令和4年3月22日新監査公表第13号）

監査の結果	措置内容	部署
<p>《指摘事項》                      対象工事                      ： 亀田総合体育館特定天井改修工事                      （建一第9号）</p> <p>建設現場に設置する仮設トイレについて不適切な設計変更を行ったもの</p> <p>国土交通省は、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする環境整備の一環として、建設現場に設置する仮設トイレとして、より快適な仕様（洋式、水洗、防臭等）に改善した「快適トイレ」の導入を推進している。</p> <p>本市では、「建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領」（以下「本件要領」という。）において、試行対象工事の要件に当初税込設計額が1億円以上の工事と定めており、発注する場合は設計図書に「建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書」を添付することで、受注者が仮設トイレを「快適トイレ」仕様にグレードアップを行った場合は、通常の仮設トイレとの差額分を設計変更できることとしている。</p> <p>公共建築第1課は、令和2年度「建一第9号 亀田総合体育館特定天井改修工事」（以下「本件工事」という。）を、当初税込設計額が約1億6千万円であったが、設計図書に「快適トイレ」特記仕様書を添付せず、試行対象外の工事として発注していた。しかし、契約締結後に受注者から「快適トイレ」設置の申し入れを受け、課内協議の結果、設計変更の対象としていた。後日、実施状況を確認できる書類の提出を受け、内容を確認のうえ増額変更を行っていたが、本来試行対象外の工事であり、設計変更対象とならない事項について変更を行ったことは、不適</p>	<p>当課職員に対し、快適トイレの事務の適正な処理が実施できるよう、約款および要領を確認するよう指導するとともに下記の再発防止策を実施します。</p> <p>① 発注後の対応に検討を要する事案が生じた場合は、制度所管課への確認を行います。</p> <p>② また、特記仕様書の添付忘れを防止するため、工事特記仕様書への記載の追加を行うとともに、既存のチェックシートに新たに項目を追加し、複数名での確認を徹底します。</p>	<p>建築部                      公共建築                      第1課</p>

切であったといえる。なお、変更額は、請負額で約 41 万円であった。

建設現場に設置する仮設トイレは、工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 1 条第 3 項に定める「受注者がその責任において定める仮設」に該当し、約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、設計変更の対象とならないとされている。したがって、設計図書に「快適トイレ」特記仕様書の添付のない試行対象外の工事は、仮設に関する特別の定めのないことが明らかであり、その工事の仮設トイレ（快適トイレ）を設計変更の対象とすることは、約款上、不適切な事務処理であったといわざるを得ない。試行対象外の工事の受注者が「快適トイレ」の設置を行った場合は、請負額の増額変更ではなく、工事成績評定の対象として評価すべきであった。

今後、同様の誤りを防ぐため、公共建築第 1 課においては、約款や各種要領に対する理解を深める取組みを行うとともに、設計図書についての組織的な点検体制を構築する必要がある。また、「快適トイレ」の設置をはじめ、発注後の対応に検討を要する事案が生じた場合は、制度所管課（本件要領は技術管理課）等への確認を徹底するなど、再発防止に向けて、関係各課との連携を強化するよう求めるものである。

【合規性】